

国別情報整理シート(暫定版)
(ホンジュラス)

1. 生体牛に関する情報			1986-1990	1991-1995	1996-2000**	2001-2005	2006-	合計	
			頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	
侵入リスク	生体牛の輸入	輸入実績	英国						
			欧州(中程度汚染国)						
			欧州(低汚染国)						
			米国				68	80	148
			カナダ						
			その他(メキシコ)						
			合計	データ無し	データ無し	0	68	80	148
	暴露要因となった可能性のある輸入牛	英国							
		欧州(中程度汚染国)							
		欧州(低汚染国)							
		米国				68	80	148	
		カナダ							
		その他(メキシコ)							
		合計	データ無し	データ無し	0	68	80	148	
※)1998年以前のデータは記載されていないため、1996-2000年の期間については、1999年以降の数値である。									
侵入リスク	肉骨粉(MBM)の輸入	輸入実績	英国						
			欧州(中程度汚染国)						
			欧州(低汚染国)						
			米国				1,762	1,014	2,776
			カナダ						
			その他()						
			合計	データ無し	データ無し	データ無し	1,762	1,014	2,776
	暴露要因となった可能性のあるMBM	英国							
		欧州(中程度汚染国)							
		欧州(低汚染国)							
		米国				1,762	1,014	2,776	
		カナダ							
		その他()							
		合計	データ無し	データ無し	データ無し	1,762	1,014	2,776	
※)2004年以前のデータは記載されていないため、2001-2005年の期間については、2005年のみの数値である。									
侵入リスク	動物性油脂の輸入	輸入実績	英国						
			欧州(中程度汚染国)						
			欧州(低汚染国)						
			米国			7,647	172,325	17,505	197,477
			カナダ				2,397		2,397.21
			その他()						
			合計	データ無し	データ無し	7,647	174,722	17,505	199,875
	暴露要因となった可能性のある動物性油脂	英国							
		欧州(中程度汚染国)							
		欧州(低汚染国)							
		米国			7,647	172,325	17,505	197,477	
		カナダ				2,397		2,397.21	
		その他()							
		合計	データ無し	データ無し	7,647	174,722	17,505	199,875	
※)1999年以前のデータは記載されていないため、1996-2000年の期間については、2000年のみの数値である。									
輸入規制の概要	{生体牛}{MBM}{動物性油脂} 2001年 反すう動物及びその製品の欧州諸国からの輸入を禁止。 2003年 反すう動物及びその製品の米国からの輸入を禁止。 2004年 2003年の規定(反すう動物及びその製品の米国からの輸入を禁止)の廃止。								

暴露・増幅リスク	飼料規制の概要・遵守状況等	飼料給与規制 (2.1.1)	記載無し(輸入規制に関する記載となっている)
		飼料給与方法 (2.2.1.1)	日本の飼料給与方法と殆ど同じ。
		牛と豚・鶏との混合飼養の有無 (2.2.1.3)	1%(2007年)
		飼料製造施設 (2.2.2.1) (2.2.2.3)	記載無し
		飼料給与に関する規制の遵守状況 (2.2.3.1)	記載無し(飼料製造施設に関する記載となっている)
		飼料製造・流通に関する規制の遵守状況 (2.2.3.3)	実施主体:獣医薬品及び濃厚飼料登録局 遵守状況の確認は、衛生検査所における分析検査と3ヵ月ごとの飼料製造施設の査察によって行われている。 2007年は監査数8件、違反数8件。
		飼料サンプリング (2.2.4)	記載無し
		牛由来のMBMを給餌されても、BSE感染因子に牛が全く暴露されないと考える場合、その理由について (2.2.5)	なし
	レンダリングの実施状況	レンダリング施設数・生産量 (2.3.1.1)	記載無し
		レンダリング処理方法 (2.3.1.1)	記載無し
交差汚染防止対策 (2.3.1.1)		記載無し	
レンダリング規制 (2.3.2.2)		実施主体:農牧衛生サービス局(SENASA)、食品安全部 HACCPシステムを使い、逸脱の可能性について調べ通告し、遵守状況の確認を行い、遵守されていない場合には、登録の一時停止を適用する。 2007年は帳簿・在庫検査8件、物理化学・微生物学的検査72件を実施し、いずれも違反件数は「0」である。	
SRMの利用実態等	SRMの定義 (2.3.1.1)	30ヵ月齢超えの個体からの背根神経節、せき髄、扁桃、回腸遠位部の除去(2005年に規定)	
	SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の利用実態 (2.3.3.2)	牛以外の飼料に利用。	
	SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の処理方法 (2.3.3.3)	農場で死亡あるいはと畜されたと体は、レンダリング用に収集されず、農場で廃棄される。	
その他	牛以外の動物のTSE発生状況 (2.4.1)	これまでに発生なし。	
	国内防疫規制 (2.4.2)	疾病の特定、ワクチン接種を含む予防対策、感染牛の処理。	

サーベイランスによる検証	母集団の構造 (3.1)		(2006年) 合計約202万頭 頭数 と畜時平均月齢	肉牛(雄) 約72万頭 36ヵ月齢	肉牛(雌) 約13万頭 36ヵ月齢	乳牛(雌) 約117万頭 72ヵ月齢	
	サーベイランスの 概要・成績	実施対象及び 実施範囲 (3.2.1.1)	30ヶ月齢超の牛をと畜場にて無作為にサンプリング。 通常と畜牛のみを検査している。				
		カテゴリー別の年間母集団 (2006年) (3.2.1.1)	通常と畜牛 32万頭				
		サーベイランス計画の 策定根拠 (3.2.1.1)	疑い例を検出するためのサーベイランスが、「動植物衛生法」に基づき実施されている。				
		疑似患畜及び陽性患畜を 検出した際の処理に関する 規制 (3.2.1.1)	30ヶ月齢超の牛を無作為にサンプリングし、診断のため研究施設へ送付。				
		サーベイランスの成績 (3.2.2)	詳細は、回答書本体 3.2.2「サーベイランスの成績」を参照 (2007年) 通常と畜牛 139頭 死亡牛 0頭 不慮の事故によると畜牛 0頭 臨床的に疑われる牛 0頭 合計 139頭				
	検査手法	試料採取した牛の年齢の 特定に適用された方法 (3.2.3)	歯列で年齢を特定する。				
		検査材料採取手法 (3.2.4)	と畜後サンプルを採取する。頭蓋を頭頂骨から切開し、視床部、小脳(小脳下部ごと)、脊髓、橋、門を含む部分を切除。10%ホルマリン加生理食塩水で保存する。				
		検査手法 (一次検査、確認検査)	一次検査は行われていない。 サンプルは国外に送付され、検査される。				
	BSE認知プログラム・ 届出義務等(3.3)		BSE認知プログラムは1990年に開始。 公認獣医師は全て、報告とサンプル採取の研修を受けている。一般市民および専門技術者向けの外来病マニュアルおよびパンフレットが用意されている。 補償制度はない。				

2. 食肉に関する情報		
と畜対象	トレーサビリティ(1.1)	記載無し
	と畜頭数(1.2)	(2006年) 約32万頭
と畜処理の各プロセス	と畜場の概要	<p>【と畜場・食肉処理場数】(2007年現在) 7施設 -1日当たりのと畜頭数100頭以下 5施設 -1日当たりのと畜頭数101～500頭以下 2施設</p> <p>【食肉検査官・獣医官数、役割・権限】 食肉検査官 18名 獣医官 7名</p> <p>(食肉検査官) 獣医師補佐。と畜場の獣医官と協力し、法的遵守状況および作業手順の確認を行う。 (獣医官) 作業の執行監督、リスク分析の確認、監査確認、確認・モニタリング、改善措置の確認、HACCP確認。</p>
	と畜前検査(2.3)	神経症状、体の震え、腰が立たない、後ろ肢を交差させ千鳥足状態で歩くなどの症状を示す牛は高リスクとされる。
	と畜場でのBSE検査(2.4)	疾患ごとにサンプリング容器に採取する。
	スタンニング(2.5)	スタンニングは固定型空気銃式スタンニングボルトを使って行う。全ての施設でスタンガンを使用しており、弾丸は頭蓋腔内に侵入しない。
	ピッシング(2.6)	不明 (行っていないと思われる)
	SRMの除去(2.7.1)	<p>(1)背割り時に鋸の歯を洗浄しながらと体を切断し、せき髄片を回収しているか 背割りでせき髄が除去され、特定危険部位(SRM)を示すMREと記された容器に入れられる。</p> <p>(2)回収したせき髄片の処理状況 特定危険部位(SRM)を示すMREと記された容器に入れられ、焼却所に運ばれる。</p> <p>(3)背割り鋸は一頭ごとに十分洗浄消毒しているか 背割り鋸は1頭分の枝肉の処理が終わるごとに、華氏180度(摂氏82.2度)の熱湯入り容器に浸される。</p> <p>(4)背割り後、せき柱中のせき髄を除去しているか。なお、除去している場合は、除去方法について記載 除去している。せき髄は手鉤とナイフを使い手作業で除去され、その後、残留せき髄片を取り除くために高圧水で洗浄される。</p> <p>(5)せき髄の除去後、高圧水により洗浄しているか 洗浄している。せき髄および脂肪を洗浄除去する。</p> <p>(6)と畜検査員が枝肉へのせき髄片の付着がないことを確認しているか 確認している。第一重要管理点(CCP No.1)において、せき髄の付着がないことが確認される。</p> <p>(7)背割りを行っていないと畜場数。その際の処理解体方法の内容 なし。</p> <p>(8)背割りを正中線からずらすような指導を行っているか 行っている。</p> <p>(9)背割り前にせき髄吸引機等を用いた除去を行っているか せき髄吸引は実施していない。この方法を用いると枝肉を背割りせずにせき髄除去が可能である。</p> <p>【頭部(扁桃を含む)、舌・ほほ肉を除く)、せき柱(背根神経節を含む)、せき髄、回腸遠位部の処理】 と畜場内で処理されている。 特定危険部位(SRM)はすべてと畜場内で除去され、その後と畜場外の特定場所に運ばれ、焼却される。</p> <p>【せき柱の取り扱い】 せき柱は除去され、焼却処理される。</p>
	SSOP、HACCPに基づく管理(2.8)(3.4)	<p>処理施設用の衛生標準作業手順(SSOP)と、生体受付から最終製品までの全工程を管理するための危害分析重要管理点方式(HACCP)のマニュアルがある。</p> <p>SSOPおよびHACCPの遵守に関する施設側の実施主体は、品質管理部門である。また、国側は農牧省農牧衛生サービス局(SENASA)が実施主体であり、施設に配属された獣医官がモニタリングを行うほか、国家獣医監視官が毎月作業手順の監査を行っている。違反があった場合は、管理規則に従い、まずは正措置要求が出され、その後モニタリングが行われる。違反行為への制裁もまた同規則に従ってなされる。</p> <p>【BSEに関連した主な内容】 と畜で失神させる際は、脳髄が飛散しないよう、固定型スタンニングボルトを用いて行わなければならない。 頭部切断用とせき髄切除用には別々に2本のナイフを用いなければならない。 枝肉を切断する場合、背割り鋸は1頭処理するごとに華氏180度(摂氏82.2度)で高温殺菌される。 せき髄は専用ナイフを使って完全に除去し、特定危険部位(SRM)専用容器に納められる。 第一重要管理点(CCP No.1)がと畜処理の最後に設定されており、米農務省食品安全検査局(FSIS)規則、第6420条に基づき管理されている。この条項には「ゼロ許容誤差」が明記されていることに加え、FSIS通達5000.11に従ったSRM完全除去要件も含まれている。</p> <p>【SSOP、HACCPの割合】 と畜場、食肉処理場ともにSSOP86%、HACCP16%(要確認)</p>

食肉等のリスク	食肉及び機械的回収肉(MRM)	機械的回収肉(MRM)は製造していない。
	内臓(4.2)	<p>【扁桃】 扁桃はすべて、特定危険部位(SRM)として焼却される。と畜検査員が扁桃除去を確認し、獣医官に報告する。</p> <p>【回腸遠位部】 食肉処理場(内臓摘出作業)において内臓が切除され、特定危険部位(SRM)として焼却処分される。確認検査は施設担当の獣医官によって行われる。</p> <p>【内臓等の取り扱いについてのマニュアル、SSOP等の有無】 マニュアル/SSOPがある。</p>
その他	日本向け輸出の付加的要件等	記載無し